

アナログ規制の点検について (デジタル原則)

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会(以下「調査会」という。)が設置されました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(以下「一括見直しプラン」という。)を策定し、7項目のアナログ規制(目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年3月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、獣医療法施行規則の以下の項目について点検を行った結果、以下のとおり整理したためお知らせします。

【定期検査・点検規制】

○ 定期検査・点検規制とは、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを一定の期間に一定の頻度で判定すること(第三者検査・自主検査)や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること(調査・測定)を求めている規制。

○ phaseの考え方は、以下のとおり。

phase1: 法令等において一定の期間に検査等を行うことを求めるもの、及び定期の検査等を緩和する規定があっても緩和の条件が不明確なもの(緩和を許容する条件が常時・遠隔監視等の新技術の導入や、リスク評価・教育等を行う事業者が保守点検を行う場合等、デジタル原則に適合する手段の活用によるものではない、不合理に委託を認めないものを含む)

phase2: デジタル技術の活用により規制目的が達成されるもの

phase3: 常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合(委託により実施しうることを含む)など、一定の基準を法令等で明確化することにより、定期の検査・調査・測定の撤廃、定期検査等の(全ての項目に係る)周期の延長を行うもの

対象法令(条項)	規制等の内容概要	phase	備考
獣医療法施行規則第17条	診療施設の엑스線装置の定期検査	2	実施方法について、遠隔での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用を妨げるものではない。
獣医療法施行規則第18条第1項	診療施設の放射線量の定期測定	2	なお、定期検査の実施者は、定期検査の目的等を考慮した上で実施方法を判断されたい。